

【競争入札参加資格要件】

1 共通事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 国税又は地方税を滞納していない者
- (3) 建設業については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けている者
- (4) 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けている者
- (5) 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けている者
- (6) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けている者
- (7) 営業に関し許可、認可、届出等を必要とする場合は、これらを受けている者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (9) 建設工事においては、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者
- (10) 申請者から提出された提出書類及びその添付書類の審査により、その内容が適正と認められること。

2 その他

- (1) 峡北地域広域水道企業団入札参加者名簿に登録されていること。
- (2) その他峡北地域広域水道企業団がその都度定める「個別事項」に該当すること。